

平成29年4月14日
相模原市都市建設局まちづくり計画部建築審査課

小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて

「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成27年2月27日国住指第4544号）における「小規模な倉庫」とは、奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内の規模の倉庫とし、かつ、当該倉庫の設置場所が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（1）建築基準法第42条に規定する道路

（2）相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表第2の規定により壁面の位置の制限が定められている地区又は街区においては、当該倉庫の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線（地区計画の計画図に表示する壁面の位置の制限を定める境界線に限るものとし、都市計画道路にあつては計画線をいう。）又は隣地境界線までの水平距離が同表に定める計画地区の区分に応じ、同表（5）部（ア）項に掲げる数値未満の位置。ただし、同表（5）部（イ）項の規定により適用除外の建築物が定められている地区又は街区を除く。

（関連事項）

小規模な倉庫において消防法で規定する危険物を保管する場合は、関連法令を遵守すること。（予防課）

（施行日）

この取扱いは、平成29年5月1日から施行する。

（その他）

- ・関連事項の詳細については、担当課にてご確認ください。
- ・小規模な倉庫の設置に際しては、例えば既製品の場合、メーカーが定める転倒防止の標準仕様に従って設置するなど、適切に転倒防止措置を講じるよう努めてください。